

各種ゴム統計表

(各府縣人力車現在數并稅率表)

ム九二

西多摩郡	一三〇	ク
南多摩郡	二三〇	二〇一
北多摩郡	一九九	
南足立郡	三三六	
北豊島郡	一〇五	
南葛飾郡	一八三	
北葛飾郡	二二九	
横濱市	三三八	
奈川郡	四三〇	
神奈川縣	二、〇六六	
静岡縣	二、二九	
愛知縣	三、三八五	
岐阜縣	二、〇四七	
滋賀縣	一、三九六	
京都府	一、三九六	
奈良縣	四、三八七	
大阪府	一、五七二	
大阪市	一、一六四	
奈良縣	二、二三〇	
和歌山縣	一、二八八	
兵庫縣	二、四五二	
岡山縣	一、六九七	
神戶市	五、二七六	
廣島縣	一、二九一	
德山縣	二、九五一	
山口縣	一、二九二	
廣島縣	一、二九二	
福山縣	一、二九二	
大村縣	一、二九二	
佐世保縣	一、二九二	
長崎縣	一、二九二	
熊本縣	一、二九二	
鹿兒島縣	一、二九二	
宮崎縣	一、二九二	
沖繩縣	一、二九二	
琉球	一、二九二	
各府縣人力車現在數并稅率表		

大日本護謨業同鑑

西多摩郡	一三〇	ク
南多摩郡	二三〇	二〇一
北多摩郡	一九九	
南足立郡	三三六	
北葛飾郡	一〇五	
南葛飾郡	一八三	
北豊島郡	二二九	
横濱市	三三八	
奈川縣	四三〇	
神奈川縣	二、〇六六	
靜岡縣	二、二九	
愛知縣	三、三八五	
岐阜縣	二、〇四七	
滋賀縣	一、三九六	
京都府	一、三九六	
奈良縣	四、三八七	
大阪府	一、五七二	
大阪市	一、一六四	
奈良縣	二、二三〇	
和歌山縣	一、二八八	
兵庫縣	二、四五二	
岡山縣	一、六九七	
神戶市	五、二七六	
廣島縣	一、二九一	
德山縣	二、九五一	
山口縣	一、二九二	
廣島縣	一、二九二	
福山縣	一、二九二	
佐世保縣	一、二九二	
長崎縣	一、二九二	
熊本縣	一、二九二	
鹿兒島縣	一、二九二	
琉球	一、二九二	
各種ゴム統計表		
(各府縣人力車現在數并稅率表)		

鑑名業同謨護木日大

一 五 〇	一 ケ 月 七 十 錢	一 五 〇	一 ケ 月 七 十 錢
六 二 六		六 二 六	
關東州民政廳	本邦合計	第三十九章 特許出願心得	本邦合計
平 壤	一五四、三〇七	目次	一五四、三〇七
一 五 〇	一 五 〇	一 五 〇	一 五 〇
附 參 考	十一 十九 八 七 六	丙 丁 戊 己 庚 辛 壬	丙 丁 戊 己 庚 辛 壬
甲 乙 丙 丁 戊 己 庚 辛 壬	出願中ノ心得 出願手續 特許書 明細書 圖面 明細書記載方文例 願書差出ニ際シ注意スペキ事項 羅多又ハ見本 願書番號	追加特許 特許權 拒絶査 博覽會	補充訂 補充訂 圖面 出願 出願 氏名 出願 出願 出願

第三十九章 寺僧出顛心導

七十錢	八十錢
十一 博覽會又ハ共進會ノ出品保護	十九 拒絕查定アリタル場合
十二 特許又ハ許可ノ查定アリタル場合	八 特許權ノ分割
十三 特許權ノ改訂	七 追加特許
十四 出願分割	六 出願變更
十五 出願人ノ名義變更	五 氏名、住所、印章等ノ變更
十六 圖面調製ノ請求	四 庚辛 戊己 戶口登録
十七 補充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)	三 丁 戊 戸口登録
十八 補充訂正(特許局ノ通知ニ依ラズシテ爲スモノ)	二 丙 戸口登録

附錄
錦

卷之十

鑑名業同謨護本日大

各種ゴム統計表

(各府縣人力車現在數並稅率表)

八九六

七十五

附録（特許出願心得）

ム九八

一 特許を受くることを得る發明

特許を受くることを得るものは新規なる工業的發明に限る而して發明の新規とは左の各號に該當せざるものと謂ふ

(1) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたるもの

(2) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたるもの

(3) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたもの

(4) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたもの

(5) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたもの

(6) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたもの

(7) 特許出願前帝國內に於て公然知られ又は公然用ゐられたもの



二 特許を受くることを得る人

一 發明者
二 相續人
三 謾受人

四 職務上又は契約上爲したる發明に就ては其の職務を執行せしむる者又は使用者（勤務規程又は契約に別段の定めある場合を除く）

五 出願手續

六 每に左の方式に従ひ願書、明細書及び必要の圖面を作りて特許局に差出すべし

(甲) 願書は左の書式に依りて認め金五圓に相當する收入印紙を貼附すべし

二 特許を受くることを得ざる發明

- 一 飲食物、嗜好物
- 二 醫藥、其の調合法
- 三 秩序若は風俗を紊乱又は衛生を害するの虞あるに至りたるときは此の限にあらず

一 特許を受くることを得ざる發明

- 一 飲食物、嗜好物
- 二 醫藥、其の調合法
- 三 秩序若は風俗を紊乱又は衛生を害するの虞あるに至りたるときは此の限にあらず

書式（用紙可成美濃紙）

紙五圓

特許願

一 發明ノ名稱

一 發明者ノ氏名、住所（居所又ハ營業所）及職業（本項ハ出願人が發明者ナルトキハ記載スルコトナ要セズ）

私（私共）儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

本籍（國籍）

住所（居所又ハ營業所）

職業

出願人（發明者）氏名

印（法人ナルトキハ
ノ代表者氏名印）

年月日
添附書類目錄
一何々
一何々
何通

○注意

他人ノ發明ヲ承繼シテ出願スル場合又ハ發明者ト共同シテ出願スル場合ニ於テ別ニ其ノ承繼ノ事實ヲ證明スルニ足ル
相當ノ書面ヲ添附セザルトキハ願書ノ餘白ニ左記文例ニ徵ヒ發明者ニ於テ其ノ意志ヲ表示シ署名捺印スペシ
本願發明に關し特許を受くるの權利は何々の事由に依り前記（何某ト共同）したるものに相

附録（特許出願心得）

ム九九

大日本同業名鑑

附 錄 (特許出願心得)

ム一〇〇

達無之候也

大正年月日

發明者 何 某印

某印

(乙)

明細書とは如何なる發明に對して特許を出願すべきやを明細に認めたる説明書なり其の作り方は、美濃紙を二つ折にして十二行、二十四字詰に認め左の順序に従ひ作製し末尾に署名捺印すべし。

一、發明の名稱

二、發明の性質及び目的の要領 (發明が如何ナル點的即チ效能ハ如何ナルモノ)

ナルヤナ簡明ニ記スルコト)

三、圖面の略解 (附屬シタル圖面ハ發明ノ如何ナル部分ハシタルヤナ略解スルコト、但シ

方法ノ發明ノ如キ圖面ニテ表ハスコトヲ得ザル發明ニ付テハ此記載ハ不用ナリ)

四、圖面の詳細なる説明 (特許法ニ依リテ保護セラルベキ

権利ノ範囲ナレバ明瞭ニ認ムベシ)

注意 他の發明の改習若は擴張に係る發明又は

(丙)

圖面の作り方は左の標準に據るべし

一 圖面は礎水引薄美濃紙又は「ケント」の如き平滑強韌なる白紙覆寫紙若は覆寫布

を用る右半面は餘白とし左半面にのみ認め

曲尺七寸五分横四寸五分以内の面内に濃墨にて鮮明に調製すべし

二 圖面は繪具又は墨を以て着色することを得

す 圖面は幾圖にても差支なけれども數箇となりたるときは一箇毎に第何圖と記し又各圖に通して同一なる部分には必ず同一の符號を用ゆべし但し番號及び符號は濃墨にて肉太に明記すべし

四、圖面の各葉には出願人署名捺印すべし

以上の如く調製したる圖面は其の右方の一端のみを

願書、明細書等と共に紙摺にて綴じ合はすべし

(丁) 明細書及び圖面の作り方一例

明細書

發明の名稱 驗溫器鞘

發明の性質及目的の要領

本發明は驗溫器鞘に改良を加へたるものにして鞘體の全部を圓錐狀と爲して其の太さ一端に適合して摺動すべき外鞘を設け該外鞘には更に蓋片を其着せる構造より成り其の目的とするところは簡便なる形狀を有し其の中に收容せる驗溫器若は之に類する物品を堅持して振動破損することなからし

附 錄 (特許出願心得)

△一〇一

め且つ之を取出すに極めて容易ならしむるに在り

圖面略解

別紙圖面は本器の構造を示す第一圖は全器の正面截斷圖、第二圖は第一圖と同じく其の截斷圖にして鞘を押下げ蓋片を押開きたるもの、第三圖は其の斜面圖にして全圖面中同一符號は同一部分を示す

發明の詳細なる説明

鞘體(1)は適宜の材料を以て適當の長さに作り其の全體を圓錐狀とす故に其の中に收容せる驗溫器の下端は圓錐狀なる鞘體内面に支へらること第一圖、第二圖に示せる如くにして驗溫器は安りに動搖破損せらるゝことなし又鞘體(1)の太さ上端には之に相當せる圓錐狀の外鞘(17)を摺動し得べく附設す外鞘(17)の側面には細長き縦導孔(18)を穿ち之に鞘體(1)の側面に設けたる突起(19)を係合せしむ或は導孔(18)突起(19)に代ふるに鞘體の側面に突起(28)を設くるとあり故に外鞘(1)を上方に引出す時は鞘體(1)の側面と外鞘(17)の下端

大日本護謨業同鑑

大日本護謨業同鑑

附

錄 (特許出願心得)

附

錄 (特許出願心得)

ム一〇四

ることを證明するに足る書面を差出すべし但し其の事由を附記し被承繼人と連署するときは此限に在らず(譲受に關する契約書を差出す場合には印紙稅法に依り相當收入印紙を貼附すべし)

(ハ) 職務上又は契約上爲されたる發明に付特許を受くるの權利が職務を行はしむる者又は使用者に屬すべき場合に於ては其の特許を受くるの權利を有することを證明するに足る相當の書面を添附すべし

(ニ) 發明者と發明者にあらざるものとが共同して出願する場合には發明者が權利を共有にすることを承諾したる旨を證明する相當書面を添附すべし但し其の事由を附記し被承繼人と連署したることは此の限に在らず

(ホ) 數人共同して出願を爲す場合には各人相互に代表するものと認めらるゝに因り

特に代表者を定めたるときは其の旨を届出すべし且つ又初より代表者を定めたるときは其の氏名の上に代表者と記入する可とす

(ハ) 數人共同して特許を出願する場合に出願人の權利に付持分若は不分割の定めあるときは特許を受くるの權利が組合員の共有に屬するときは願書に其の旨を記載し及び其の事實を證明するに足る書面を添附すべし

二 代理人が願書を差出す場合には本人の委任状を添附すべし

三 別項記載の博覽會又は共進會に出品したこと明品に付出来願を爲す場合には出品したことを證明するに足る書面を添附すべし

四 同時に數箇の願書を差出すときは特許局より願書番號の通知を爲すに當り必要あるを以て特許願(い)、特許願(ろ)等の如く符號を附するを便とす

五 出願中ノ心得

以上の如く願書其の他の書類を認めたるときは之を特許局に持參するか又は郵便に依りて差出すべし但し郵便に依る場合に於ては可成書留郵便となすを利益とす

(甲) 特許局に於て特許願書を受理したるときは本人又は代理人に願書番號を附して通知すべし前記の申出を爲したる者は事件確定の日より六十日以内に其の受取の手續を爲すべし

(丙) 出願後其の出願に關し期間を定めたる補充又は訂正等の通知を受けたるときは之に對して其の期間内に相當書類等を差出すか若は期間延長請求を爲すにあらざれば出願無効と爲ることあるべきに依り特に注意すべし但し期間延長請求書には金五十銭に相當する收入印紙を貼附すべし

(丁) 特許局に差出したる書類、雑形又は見本に付差出人は之を訂正、補充又は改造することを得(但し要旨を變更するもの又は審査、審判中に非するものを除く)

(戊) 圖面調製の請求 自己が圖面を調製し能はざるときは特許局に其の調製方を請求することを得此場合には特許局は調製の難易に從ひ相當の料金を納付せしむ而して請求の際には雑

附

錄 (特許出願心得)

ム一〇五

大日本同業謨護名鑑

大日本同業謨護名鑑

附 錄 (特許出願心得)

ム一〇六

形、見本又は下圖を差出すことを要す

(己) 出願中出願人が死亡したとき又は出願人若是代理人が氏名、住所、居所、營業所又は印

章等を変更したとき又は代理人の変更若は其の代理權の變更、消滅ありたるときは其の旨を届出べし

印章又は氏名の變更、代理人の變更及び其の代理權の變更、消滅の届出には相當の證明書を添附すべし

(庚) 出願中相續開始したるとき又は權利を譲受けたるとき其の他出願人の名義變更を要するときは相當の證明書を添附し金二圓五十錢に相

當する收入印紙(追加特許願の場合には金一圓五十錢)を貼附し名義變更の届出を爲すべし
他人が特許を出願したるものに付其の特許を受くる權利を承繼し名義變更の届出を爲す場合に於て届出人の權利に付持分若は不分割の定めあるとき又は特許を受くるの權利が組合

六 追加特許
特許を出願したる後又は特許せられたる後に於て其の發明に付改良又は擴張すべき點を發見したるときは其の改良又は擴張に係る發明に付追加特許を出願することを得るなり假令自己が改良擴張を思ひ付きたるにあらずして他が之を爲したる場合と雖ども其の發明を譲受けたるときは亦追加特許の出願を爲すを妨げざるなり而して追加特許を出願するには左の

書式に従ひ願書を作り前に前記の方法に従ひ明細書及び必要的圖面を添へ出願手數料として金三圓に相

書式 (用紙可成美濃紙)

紙三圓

追加特許願

収入印

紙三圓

一發明ノ名稱
一原發明ノ特許番號(願書番號又ハ符號)

一發明者ノ氏名、住所(居所又ハ營業所)及職業(キハ記載スルコトヲ要セズ)

私(私共)儀別紙明細書ニ記載スル發明ニ付特許相受度此段相願候也

年月日	出願人(發明者) 氏 名	(法人ナルトキハ 法人ノ名稱及印 ノ代表者氏名印)
特許局長 氏 名	職業	住所(居所又ハ營業所)
添附書類目錄	何 通	
一何々	何 通	
附 錄 (特許出願心得)		

注意 (イ) 這加特許願ハ之ヲ特許願ニ變更スルコトヲ得ベシ

附

錄

(特許出願心得)

ム一〇七

大日本同業名鑑

大日本同業名鑑

七 特許権ノ改訂
特許権者が特許発明の明細書又は圖面の不完全なることを發見したときは其の發明の要部を變更せざる限りは特許権改訂の許可を受くることを得べし此

書式（用紙成可美濃紙）

特許権改訂願
（印紙）

一特許番號

一發明ノ名稱

私（私共）儀別紙改訂明細書（改訂圖面）ノ通特許権改訂ノ許可相受度此段相願候也

本籍（國籍）
住所（居所又ハ營業所）
職業

年月日
特許局長 氏名

職業

出願人（發明者）氏名

印（法人ナムトキハ
ノ代表者）

附 錄（特許出願心得）
（ロ）改良又ハ擴張ニ係ル新規ノ發明ト原發明トノ關係ハ明細書中「發明ノ詳細ナル説明」ノ部ニ於テ明確ニ記載スベシ
（ハ）追加特許願書ニハ原發明ノ特許出願ノ際ニ用券タル印章ヲ押捺ベシ改印ノ場合ニハ證明書ヲ添附スヘン以下特許願ノ改訂及分割ノ場合亦同ジ

ム一〇八

場合には左の書式に依り願書を作り前記の方式に從ひ改訂明細及び改訂圖面を添附し出願手數料として金五圓に相當する收入印紙を貼附して差出すべし

添附書目錄

一何々 何通

注意

特許権に付制限附註流を至るもの貢施許諾を得たるもの又は實権者あるときは其の承諾書を添附すべし

場合に於ては分割することを得ざるものとす而して

特許権者が特許發明を分割して二以上の特許権と爲さんとするときは特許権分割の許可を受くることを得べし然れども其の分割せらるゝ各部分が最初特許を出願する當時に於て獨立して新規の發明を爲さず又分割の結果分割前の發明の要部を變更するが如き

書式（用紙可成美濃紙）

印紙
特許権分割願

一特許番號

一發明ノ名稱

一追加特許権ノ附隨スル場合ニハ其ノ追加特許権ノ特許番號及其ノ附隨スベキ分割シタル特許権ノ符號

私（私共）儀別紙明細書（及圖面）ノ通特許権分割ノ許可相受度此段相願候也

附 錄（特許出願心得）

ム一〇九

大日本護謨同業名鑑

大日本護謨同業名鑑

附録（特許出願心得）

ム一〇

年月日	特許局長氏	本籍(國籍)
添附書類目録	職業	住所(居所又は營業所)
一何々々	出願人(發明者)氏	印(法人ナルトキハ ノ代表者氏名)
何通	名殿	

九 特許又は許可の査定ありたる場合

特許又は許可の査定ありたるときは査定の送達を受けたる日より六十日以内に特許料（第一年乃至第三年分）又は追加特許料を收入印紙にて納付書に貼附して差出すべし此手續を怠るとときは其出願を無効と爲すことあるべし（特許権の分割許可の査定ありたる場合に其の分割に依り生じたる新特許権の當該年分の特許料に付ても亦同様なり）

一 特許年限は十五年なり然れども正當の事由あるときは更に三年以上十年以下之を延長すること

を得べし（延長の出願手續に付ては明治四十二年十月二十五日官報掲載勅令第二百九十八號特許権存續期間延長に関する件を参照すべし）

二 特許料は左の如し

一 第一年乃至第三年分	登録を受くるとき一時	金二十圓
二 第四年乃至第六年	每年	金十圓
三 第七年乃至第九年	每年	金十五圓
四 第十年乃至十二年	毎年	金二十圓
五 第十三年乃至第十五年	毎年	金二十五圓

特許権存續期間延長の登録を受くる者及び

十一 博覽會及び共進會の出品保護

政府、道、府縣若是政府の認可を得たるものゝ開設する博覽會共進會等に出品するものにして他日其の物品に付て特許を出願せんとするときは開會前三箇月以内に其の旨を特許局長に届出で置き其の開會の日より六箇月以内に特許證書に博覽會又は共進會に出品したことの證明書を添附して差出すときは其の開會の日に於て特許を出願したるものと看做され其の中間に於て公知其の他の事實ありとするも特許を受くる妨げとならざるなり

二

十 拒絶査定ありたる場合

審査の拒絶せられたる時は再審査の請求を爲し得べく其の請求に付尙拒絶せられたるときは抗告審判を請求することを得るなり又其の最初の拒絶査定の送達を受けたる日より三十日以内に實用新案として出願するときは初め特許出願の日に於て實用新案を出願したものと看做さるゝに付注意すべし

附録（特許出願心得）

ム一一一



大日本同業名鑑

大日本同業名鑑

附錄（特許出願心得）

ム一一二

書式（用紙可成美濃紙）

印紙
發明品出品届

一發明ノ名稱

一發明者ノ氏名及住所(居所又ハ營業所) (本項ハ届出人カ案出者ナルト)
私(私共)儀別紙説明書(及圖面)ニ記載スル發明品ヲ何年何月何日ヨリ何所ニ於テ政府
(何道、何府、何縣)ノ開設スル博覽會(共進會)(萬國博覽會)ニ出品可致候ニ付此段及御
届候也

本籍(國籍)
住所(居所又は營業所)

職業

年月日

特許局長

氏名殿

氏

名

印

(法人ナルトキハ
ノ代表者氏名印)

添付書類目錄
一何々
一何々
何通

附参考事項

一 圖書館 特許局には圖書館を設け特許、意匠、商標及び實用新案に關する各國の圖書、雜誌並に公報を蒐集し無料にて公衆の閲覧に供しつゝあり

二 特許品陳列所 特許局には特許品陳列所を設け發明、實用新案又は意匠の登録せられたるものゝ模型、雛形又は見本及び登録商標の見本を陳列し廣く公衆の觀覽に供しつゝあり且現時所内には動力の設備有るを以て機械を出陳作用せしめ以て其の實際上の效果を公示するを得可しされば各特許權者、登録權者に於て其所有せる特許品の見本又は雛形を茲に出品するときは汎く社會に廣告する上に於て多大の便利あるべし而して出品せんとするものは物品の名稱、特許又は登録の番號、單價、箇數、容積、販賣の場所、搬入の豫定期日及寄贈又は依託の區別を記載したる願書を特許局に差出すべし

三 公報及明細書 特許局は特許公報、特許發明

附錄（特許出願心得）

ム一一三

定價金二十五錢

特許發明明細書(毎週一回發行)
二特許發明以上の分一部に付 定價金六十錢
一特許發明毎の分一部に付 定價金三錢
商標公報(毎週二回發行)
二類別以上の分一部に付 定價金十五錢
一類別毎の分一枚に付 定價金一錢
實用新案公報(毎週二回發行)
二登錄實用新案以上の分一部に付

大日本護謨同業名鑑

附 錄 (實用新案登録出願心得)

ム一一四

一 登録實用新案每の分一部に付

定價金 二錢

尙右定價の外相當郵稅を要す

以上の特許公報は特許發明の要領を記載したるものにして特許發明明細書は特許發明の明細書及び圖面を掲載せるものとす商標公報は登録商標及び實用新案に關する必要事項を登載したるものとす

第四十章 實用新案登録

出願心得

六 出願中ノ心得

- 甲 願書番號
- 乙 雜形又は見本
- 丙 補充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)
- 丁 補充訂正(特許局ノ通知ニ依ラズシテ爲スモノ)
- 戊 圖面調製ノ請求
- 己 出願人ノ名義變更
- 庚 氏名、住所、印章等ノ變更
- 辛 登錄査定アリタル場合
- 壬 拒絶査定アリタル場合
- 癸 博覽會、共進會ノ出品保護

七 出願手續

- 一 實用新案ト發明竝ニ意匠トノ區別
- 二 登錄ヲ受クルコトヲ得ル考案
- 三 登錄ヲ受クルコトヲ得ザル考案
- 四 登錄ヲ受クルコトヲ得ル人
- 五 甲 願書
乙 圖面
丙 圖面ノ文例
丁 願書差出ニ際シ注意すべき事項

一 實用新案ご發明竝ニ意匠との區別
實用新案とは「物品に關し其の形狀、構造又は組合はせに係り爲したる實用ある新規の工業的考案」を謂ふなり、彼の發明なるものは從來主に存せざる新規の物品又は方法の案出あることを必要とするも實用新案に在りては從來存在したる物品と雖ども其の形狀、構造又は組合はせに付き新規の實用ある考案

は其の物品に實用ある利便を與ふるものとす

二 登錄を受くることを得る考案

登錄を受くることを得る考案は「物品に關し其の形狀、構造又は組合はせに係り實用ある新規の工業的考案」に限る而して考案の新規とは左の各號に該當せざるもの云ふ

一 登錄出願前同一又は類似の物品に關し帝國內に於て公然知られ若は公然用ゐられたるもの又は之に類似するもの

二 登錄出願前同一又は類似の物品に關し容易に應用することを得べき程度に於て帝國內に頒布せられたる刊行物に記載せられたるもの又は類似するもの

一 菊花御紋章ト同一若ハ類似ノ形狀を有するもの

三 登錄を受くることを得ざる考案

二 秩序若は風俗を棄り又は衛生を害するの虞あるもの

四 登錄を受くることを得る人

附 錄 (實用新案登録出願心得)

ム一一五

を爲すときは實用新案法に依りて保護を受くることを得るなり例へば(1)鉛筆の體を三角又は扁平の形と爲して其の輾轉し易きを避け(2)巻煙草入を彎曲せしめて衣嚢に入るゝに便ならしむるが如きは形狀に付新工夫を爲したるものなり或は(3)剪刀の目釘を離して小刀に代用すべからしめ(4)之をして螺旋廻しと巻煙草載りとの用を兼ねしめ又(5)蝙蝠傘の骨と柄とを折疊伸縮して旅行の携帶に便ならしむるが如きは構造又は組合はせに關する新工夫と謂ふべきなり

又彼の意匠との區別を見るに意匠は美術的考案にして實用新案は實用的考案なり意匠は觀る人の趣味に訴へ美觀を具へしむるにあるも實用新案は専ら實用を主眼とす例へば佩劍、杖又は蝙蝠傘の柄を龍首、狗頭の形に造るが如きは意匠に屬し柄の形を把持に快くし懸垂に便ならしめ以て器物をして各々其の用途に應せしむる工夫は實用新案に屬するものなり要するに發明は創造的工夫あるを要し意匠は既に存在せる物品に新なる美術的外觀を呈せしめ實用新案

大日本護謨業同鑑

大日本護謨業同鑑

附録 (實用新案登録出願心得)

ム一六

五 出願手續

一 考案者
二 相続人
三 譲受人
四 職務上又は契約上爲したる實用新案に付ては
其の職務を執行せしむる者又は使用者(勤務
規程又は契約に別段の定めある場合を除く)
規程又は契約に別段の定めある場合を除く)

物品毎に願書(一通)を作り圖面(二通)を添附して差
出すべし
(甲) 願書は左の書式に依りて認め金二圓に相當す
る收入印紙を貼附すべし

書式 (用紙可成美濃紙)

實用新案登録願

紙三圓
收入印

一 實用新案ノ名稱

一考案者の氏名、住所(居所又ハ營業所)及職業(本項ハ出願人が考案者ナルトキハ記載スルコトナラセズ)

私(私共)儀別紙圖面に記載する物品に付實用新案登録相受度此段相願候也

本籍(國籍)
年月日
特許局長 氏
名
職業
出願人(考案者) 氏
名
印
(法人ナルトキハ
ノ代表者氏名印)

住所(居所又ハ營業所)

大正 年 月 日 考案者 何 某 印

添附書類目錄

一 何々 何通

○注意

他人の考案を承繼して出願する場合は考案者と共同して出願する場合に於て別に其の承繼の事實を證明するに足る相當の書面を添附せざるときは願書の餘白に左記文例に従ひ考案者に於て其意志を表示し署名捺印すべし

本願考案に關し登録を受くるの権利は何々の事由に依り前記(何某と共同)したるものに相違無

之候也

(乙) 圖面
(イ) 圖面の説明及登録請求の範囲は可成之を美濃紙二つ折とし十二行二十四字詰にて圖面と別葉に二通認め署名捺印の上圖面の一部として差出すべし
登録請求の範囲とは考案の何れの部分に付実用新案権を請求するやを記載するものなれば別項文例の如く簡明に認むべし
圖面の説明は實用新案を簡明に説明するものにして別項文例を参照すべし

附 錄 (實用新案登録出願心得)

ム一七

附 錄 (實用新案登録出願心得)

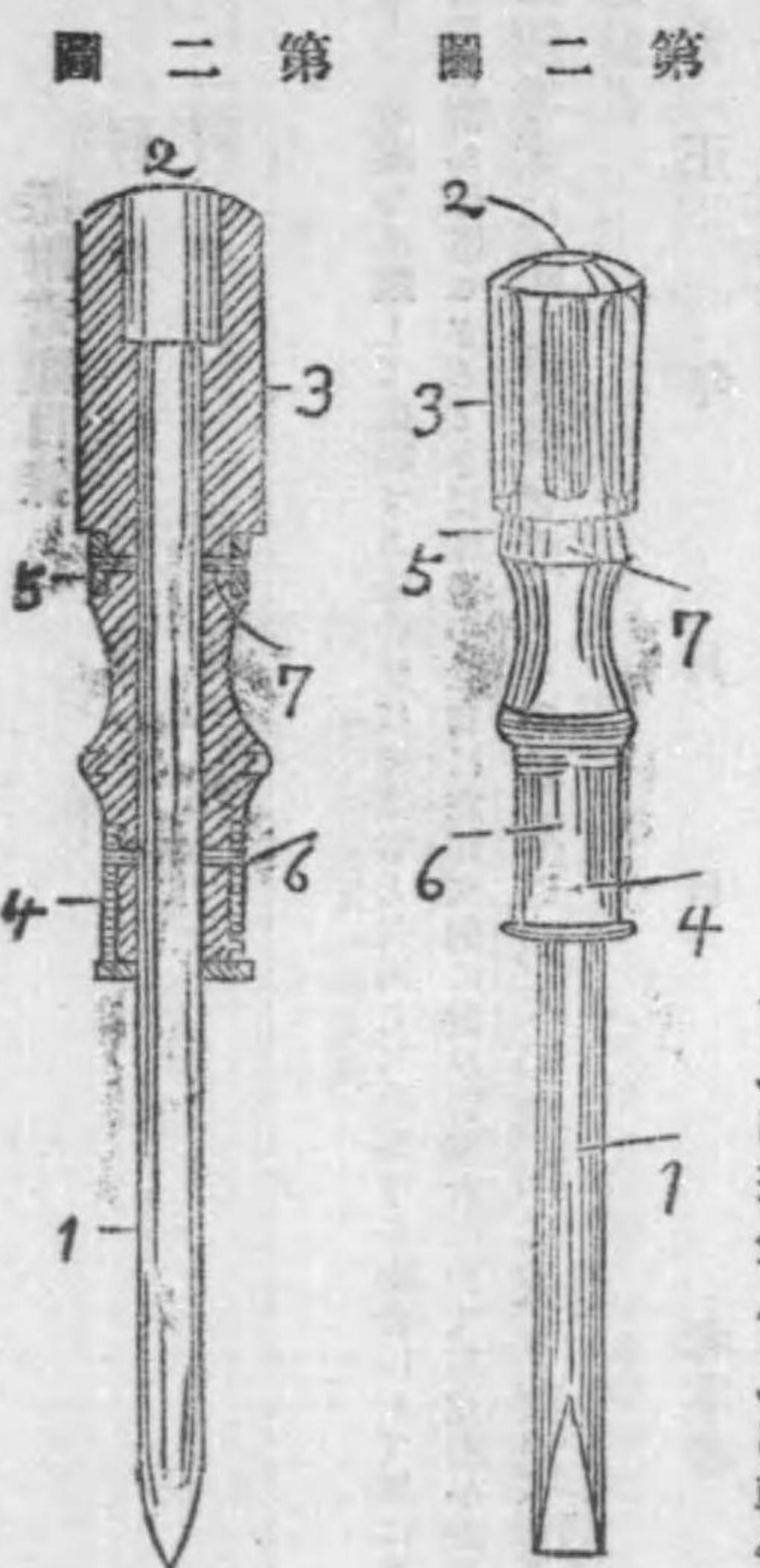
ム一八

二 圖面は繪具又は墨を以て着色するこ
とを得ず

三 圖面は幾圖にても差支なけれども數
圖となりたるときは一箇毎に第何圖と
記し同一部分にして數圖に涉るものあ
るときは同一の符號を用ひ番號及び符
號は濃墨にて肉太に明記すべし

四 圖面の各葉には出願人署名捺印して
以上の如く調製したる圖面は其右方の一端
のみを願書と共に紙然にて綴ち合はすべし

實用新案の名稱 螺旋廻し



(丙) 圖面の作り方一例

登録請求の範囲

圖面に示せる螺旋廻しに於て幹の頭部を柄の上端
に露出せしめたる構造（但し全部の構造に付き登
録を請求せんとする場合には單に「圖面に示せる
螺旋廻し全體の構造」と認むべし）

圖面の説明

圖面に示す物品は本實用新案螺旋廻しにして第一
圖は其の全體正圖面、第二圖は其の縦斷側面圖な
り（1）は幹、（2）は身の擴大せる頭部、（3）は柄、
（4）は締金、（5）は輪金、（6）及び（7）は止釘なり

(丁) 願書差出しに際し注意すべき事項

一 特許（戊）の一に同じ

二 同 同の二に同じ

三 同 同三に同じ

四 同 同四に同じ

五 發明特許又は意匠登録の出願を爲し拒絶せ
られたるときは其の最初の査定の送達を受け
けたる日より三十日以内に其の發明又は意
匠に係る實用新案に付き登録を出願したる
ときは初め特許又は意匠を出願したる日に
於て出願したものと看做さるゝなり而し
て此場合に於ては最初の査定の謄本を願書
に添附すべし

六 出願中の心得

（甲） 特許の「五」 甲に同じ

附 錄 (實用新案登録出願心得)

ム一九

乙に同じ

丙に同じ

丁に同じ

戊に同じ

己に同じ

(乙) 出願中相續開始したるとき又は權利を譲受け
たるとき其の他の出願人の名義變更を要するとき
は相當の證明書を添附し金一圓に相當する收入
印紙を貼付し名義變更の届出を爲すべし

(庚) 初出願の日以後の権利を承繼し名義變更の届出を爲
す場合に於て届出人の権利に付持分若は不分割
の定めあるときは登録を受くるの権利が組合
員の共有に屬するときは届書に其の旨を記載し
其の事實を證するに足る書面を添附すべし

(辛) 實用新案登録願は其の出願に對し最初の査定
を受けざる場合に限り其の出願を意匠登録願に
變更することを得べし而して此意匠登録願は最
初出願の日に於て出願したるものと看做さるる

大日本同業名鑑

大日本同業名鑑

附 錄 (實用新案登録出願心得)

なう此出願變更の請求書には金五十錢に相當する收入印紙を貼付することを要す。

七 登錄査定ありたる場合

一 登錄の査定ありたるときは其の査定の送達を受けたる日より六十日以内に登錄料を納むべし此手續を爲さるときは其の出願を無効と爲すことあるべし

其の登錄料は次の如し

(イ) 最初登錄を受くる際毎件金十五圓

(ロ) 實用新案存續期間の延長を請求する場合に毎件金三十圓

二 實用新案の存續期間は三箇年間にして右期間は更に三箇年間之を延長することを得るなり此場合に於ては存續期間満了の日より一箇月前に存續期間延長請求書に登錄料金三十圓に相當する收入印紙を貼付し之に登錄證を添へて差出すべし(若し一箇月以内となりたるときと雖ども尙存續期間満了以前なるときは別に手數料金一圓を納付して請求することを得べし)

ム一一〇

八 拒絶査定ありたる場合

審査の上拒絶せられたる場合には再審査を請求することを得べく又其の最初の拒絶査定の送達を受けたる日より三十日以内に其の實用新案に係る意匠に付意匠登録を出願したるときは實用新案の登錄を出願したる日に於て意匠を出願したるものと看做され利益あるを以て特に注意すべし

九 博覽會及共進會の出品保護

政府、道、府縣若は政府の認可を得たるものゝ開設する博覽會共進會に出品するものにして他日其の物品に付實用新案の登錄を出願せんとするときは開會前三箇月以内に其の旨を特許局長に届け置き其の開會の日より六箇月以内に實用新案登錄願に博覽會又は共進會に出品したことの證明書を添附し差出すときは其の開會の日に於て實用新案を出願したるものと看做され其の中間に於て公知其の他の事實ありとするも實用新案を出願するに妨げとならざるなり

第四十一章 意匠登錄出願心得

十 登錄査定アリタル場合

十一 拒絶査定アリタル場合

十二 博覽會、共進會ノ出品保護

附 參考事項

一 意匠と實用新案との區別

意匠とは或る物品に美しき外觀を呈せしめ趣味を興ふるの考案なり之に反して實用新案は美術的の觀念を離れて専ら實用の點に重きを置きたる考案なり一は美術的の點に於て他は實用的の點に於て互に相異れり而して意匠法に所謂意匠とは物品に應用すべき形狀、模様、色彩又は其結合に係る新規なる工業的意匠を指すものとす

二 意匠を受くることを得る意匠

登錄を受くることを得る意匠は物品に應用すべき形狀、模様、色彩又は其結合に係る新規なる工業的意匠に限る而して所謂新規とは左の各號に該當せざるものと謂ふ

一 登錄出願前帝國内に於て公然知ラレ若ハ公然

附 錄 (意匠登錄出願心得)

ム一一一

九 異似意匠

甲 願書書號

乙 圖面

丙 願書差出ニ際シ注意すべき事項

丁 补充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)

戊 圖面調製ノ請求

己 氏名、住所、印章等ノ變更

庚 出願人ノ名義變更

辛 出願ノ分割

壬 出願ノ合併

大日本護謨業同鑑

大日本護謨業同鑑

附 錄 (意匠登録出願心得)

ム二二二

用ひられたるもの又は之に類似するもの

二 登録出願前容易に應用することを得べき程度に於て帝國内に頒布せられたる刊行物に記載せられたるもの又は之に類似するもの但し同一の物品に應用すべき意匠にして自己の意匠にのみ類似するものは新規と看做す

三 登録を受くることを得ざる意匠
左に掲ぐるものは登録を受くることを得ず

一 菊花御紋章と同一又は類似の形狀又は模様を有するもの

二 秩序若は風俗を紊乱又は世人を欺瞞するの虞あるもの

四 登録を受くることを得る人

一 考案者
二 相續人
三 謹受人

四 職務上又は契約上爲したる意匠に付ては其職務を執行せしむる者又は使用者(勤務規程又は契約に別段の定めある場合を除く)



五 出願手續

意匠の登録を出願するには先づ一意匠毎に後に記載する類別に従ひ一類別毎に一通の願書三通の圖面(或は雛形見本又は寫眞)を作りて差出すべし。
(甲) 願書は左の書式に依りて認め後に記載したる類別に依り其意匠を用ゆる物品(類別にあらず)を定めて之を願書の「意匠を應用す可き物品」の下に記入し出願手數料として金一圓に相當する收入印紙を貼附して差出すべし

書式 (用紙可成美濃紙)

紙一圓 意匠登録願

収入印

一意匠ノ名稱

一登録請求ノ範圍(如何ナル部分ニ付意匠權ヲ請求ス)

一意匠ヲ應用スペキ物品

一案出者ノ氏名、住所(居所又ハ營業所)

私(私共)儀前記意匠ニ付登録相受度此段相願候也

本籍(國籍)

住 所(居所又ハ營業所)

年月日 (出願人)(案出者) 氏 名 印 (法人ナルトキハ
ノ代表者氏名印)

特許局長 氏 名 殿

添附書類目錄

一何々 何通

附 錄 (意匠登録出願心得)

ム二二二

大日本護謨業同鑑

大日本護謨業同鑑

注意

- (イ) 類似意匠を出願するには原意匠登録願書に押捺したる印章を用ひべし若し改印したる場合には證明書を添附すべし
- (ロ) 此類似意匠の意匠権は最先に發生したる意匠権と合體するものなり
- (ハ) 類似意匠は登録出願、意匠を秘密にせむとする請求、出願人の名義變更届出、登録證再下付の請求、登録證出免條の請求の場合には意匠に關する普通料金の半額とす

附録（意匠登録出願心得）

ム二二七

附録（意匠登録出願心得）

ム二二六

（戊） 同成に同じ

（己） 同已に同じ

（庚） 出願中相續開始したるとき又は権利を譲受けたるとき其他出願人の名義變更を要するときは

相當の證明書を添附し金五十錢に相當する收入印紙（類似意匠の場合には金二十五錢）を貼附し名義變更の届出を爲すべし

他人が意匠を出願したものに付其登録を受くる権利を承繼し名義變更の届出を爲す場合に於て届出人の権利に付持分若くは不分割の定めあるとき又は登録を受くるの権利が組合員の共有に屬するときは届書に其旨を記載し其事實を證するに足る書面を添附すべし

書式（用紙可成美濃紙）

紙平十錢

（收印印）

類似意匠登録願

- 一意匠ノ名稱
- 一登匠請求ノ範圍
- 一意匠ヲ應用スヘキ物品

（辛） 意匠登録は其出願に對し最初の査定を受けざる場合に限り其出願を實用新案登録願に變更することを得べし而して此實用新案登録願は最

初出願の日に於て爲したるものと看做さるゝなり

（壬） 出願せる意匠を應用すべき物品が二以上の類別に亘るに依り願書を訂正せんとするときは他

類に屬する物品に付前願書と同一の願書を差出し同時に前出願を訂正すべし

八 類似意匠

同一物品に應用すべき意匠にして自己の意匠にのみ類似するものは類似意匠として登録を出願することを得るなり而して其願書書式は左の如し

年月日	(出願人)(案出者) 氏 名 印 (法人ナルトキハノ代表者氏名印)	
特許局長 氏	職業	本籍(國籍)
添附書類目錄	住所(居所又は營業所)	
一何々	何通	
一何々	何通	

大日本同業護謨名鑑

附 錄 (意匠登録出願心得)

ム二二八

九 秘密意匠

意匠登録の出願を爲すものは出願中及び登録後三年以内其意匠を秘密にせむことを請求することを得る。なり此場合には請求一件毎に金一圓の手數料(類似意匠は金五十錢)を納め圖面其他意匠を表示する物件を密封し「秘密意匠」と朱書きし之を願書に添附して差出すべし然るときは特別の取扱を受くべきなり。

十 登録査定ありたる場合

登録査定ありたるときは其査定の送達を受けたる日より六十日以内に第一年乃至第三年分の意匠料又は類似意匠の意匠料を納付すべし然らざれば其出願を無効と爲すことあるべし而して登録を受けたるときは十年間其意匠を専用することを得るなり。

一 第一年乃至第三年分 登録を受くるとき一時
金 三 圓

二 第四年乃至第十年 每 年 金 二 圓

類似意匠に付ては其内の一は右に掲げたる意匠料を

其他は各意匠に付毎年一時金一圓を納付すべし

十一 拒絶査定ありたる場合

審査の上拒絶せられたる場合には再審査を請求することを得べく又其最初の査定の送達を受けたる日より三十日以内に其意匠に係る實用新案に付登録を出願したるときは初め意匠登録を出願したる日に於て出願したものと看做され利益あるを以て此點に付特に注意すべし。

十二 博覽會及共進會の出品保護

政府、道、府、縣若くは政府の認可を得たるものゝ開設する博覽會、共進會等に出品する者にして他日其物品に付て意匠を出願せんとするときは開會前三箇月以内に其旨を特許局長に届出で置き其開會の日より六箇月以内に意匠登録願書に博覽會又は共進會に出品したことの證明書を添附して差出すときは其開會の日に於て出願したるものと看做され其中間に於て公知其他の事實ありとするも登録を受くる妨げとならざるなり。

書式 (用紙可成美濃紙)

印紙
收入

意匠品(意匠圖案)出品届

一意匠ノ名稱

一案出者ノ氏名及住所(居所又ハ營業所)(本項ハ届出人カ案出者ナルトキハ記載スルコトヲ要セス)

私(私共)儀別紙説明書及圖面に記載する意匠品(意匠圖案)ヲ何年何月何日ヨリ何所ニ

於テ政府(何道、何府、何縣)ノ開設スル博覽會(共進會)(萬國博覽會)ニ出品可致候ニ付

此段及御届候也

本籍(國籍)

住所(居所又ハ營業所)

氏名印

(法人ナルトキハ
ノ代表者氏名印)

年月日 特許局長 添附書類目錄

一何々 何通 一何々 何通

附 錄 (意匠登録出願心得)

ム二二九

第四十一章 商標登録出願心得

附 錄 (商標登録出願心得)

- 十 登録査定アリタル場合
十一 拒絶査定アリタル場合

附 參考事項

一 商標の意義

- 一 商標ノ意義
 - 二 登録ヲ受クルコトヲ得ル商標
 - 三 登録ヲ受クルコトヲ得ザル商標
 - 四 登録ヲ受クルコトヲ得ル人
 - 五 登録ヲ受クルコトヲ得ル人
 - 六 出願手續
 - 七 出願中ノ心得
 - 甲 願書
 - 乙 見本
 - 丙 願書差出ニ際シ注意すべき事項
 - 丁 補充訂正(特許局ノ通知ニ依リテ爲スモノ)
 - 戊 补充訂正(特許局ノ通知ニ依ラズシテ爲スモノ)
 - 己 氏名、住所、印章等變更ノ届出
 - 庚 出願人ノ名義變更
 - 辛 出願ノ分割
 - 八 標章登録
 - 九 聯合商標

商標とは商工業者が或る物品が自己の生産、製造、加工、撰擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品などを其結合を謂ふなり斯くの如く商標なるものは商品を表彰するものにして敢て文字のみならず圖形、記號を以てするも差支なきなり彼の明瞭顯著なる標章を商品に使用し之に依りて世人をして直ちに其商品を他の同種の商品と識別し其商品の品質、價值を認識するに至らしむるは商工業者に取りて最も必要な事なりとす、されば苟も自家の信用を重んじ又商品の價值を損せざらんと欲する者は一日も速に商標の登録を受くべきなり世人往々商號の登記を爲すときは商標を登録したるものと同一なりと考ふるは大なる誤と云ふべし

二 登録を受くることを得る商標

苟も文字、圖形、記號又は其結合にして特別顯著なるものに付他人に先立ちて出願したときは商標として登録を受くることを得又商標は之に施すべき色を限定して登録を受くることを得べし

状若くは褒狀と同一又は類似の圖形を有するものの但し其賞牌、賞狀又は褒狀を受領した者が其商標の一部として之を使用せんとするときは此限に在らず

八 他人の肖像、氏名、商號又は法人若くは組合の名稱を有するもの但し其承諾を得たるものは此限に在らず

九 登録失効後一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似のもの但し其登録失効前一年以上使用せざりし商標と同一又は類似のものは此限に在らず

四 登録を受くることを得る人

自己の生産、製造、加工、撰擇、證明、取扱又は販賣の營業に係る商品なることを表さんが爲に商標を用ゐんとするものは何人にも登録を受くることを得

五 登録手續

商標登録を出願するには一商標に付後に記載せる類別に從ひ一類別毎に一通の願書を作り之に商標見本

- 一 菊花御紋章と同一又は類似の圖形を有する者
- 二 國旗、軍旗、勳章、褒章、記章若くは外國の國旗と同一又は類似のもの
- 三 秋序若くは風俗を柰り又は世人を欺瞞するの虞あるもの

- 四 同一商品に慣用する標章と同一又は類似の者
- 五 世人の周知する他人の標章と同一又は類似にして同一の商品に使用するもの
- 六 白地に赤十字の記章又は赤十字若くは「ジエ子ダ」二字の稱號若くは文字と同一又は類似の者
- 七 政府、道、府縣若くは政府の認可を得たるもの開設する博覽會、共進會又は外國に於ける官設の博覽會若くは官許の萬國博覽會の賞牌・賞

大日本護謨業同鑑

商標に施すべき色を限定して登録を受けむとするものは願書に其の色を指定し着色したる見本を添附し此の場合は「色の限定」の下に其著色すべき部分及び其色を詳細に説明すべし

式 (用紙可成美濃紙)

附

錄 (商標登録出願心得)

(甲) 諸書は左の書式に依りて認め其商標を用ゆる商品を定めて之を願書の「商標を附すべき商品」の下に記入し出願手數料として金三圓に相當する收入印紙を貼附すべし

商標登録願	
印 見	商標ヲ附スヘキ商品 (色ノ限定 (色ヲ限定シテ登録ヲ受ケントスルトキハ其着色スヘ キ部分及ビ其色ヲ詳細ニ説明スヘシ例ハバ地ハ黃色 トシ文字ハ赤色トシ圖形ハ綠色トナスト云フが如シ)
年月日	出願人氏 名印 (法人ナルトキハ ノ代表者氏名印)
特許局長氏 名殿	住 所(居所又ハ營業所) 本籍(國籍)
添附書類目錄 一何々々 何通	職業 一何々々 何通

- (乙) 見本は強韌なる紙料を用ひて之を作り五通差出すことを要す而して此内一通は願書に添附し他の四通は可成其各一端を剥ぎ取り易きやう美濃紙に貼附して願書と共に其右方の一端のみを紙燃にて綴じ合はすべし
- (丙) 願書差出しに際し注意すべき事項
- 一 共同して使用する商標の登録を受けんとするときは願書に營業を共にする事實を證明するに足る書面を添附すべし
- 二 數人共同して出願を爲す場合には各人相互に代表するものと認めらるゝに依り特に代表者を定めたときは其旨を届出づべし若し又初より代表者を定めたときは其代表者の氏名の上に代表者と記入する可とす
- 三 代理人が願書を差出すときは本人の委任狀を添附すべし
- 四 同時に數箇の願書を差出すときは願書番號の通知を爲すに當り必要あるを以て之に(い)(ろ)(は)等の如き符號を附するを便とす

附 錄 (商標登録出願心得)

ム一三三

- 五 願書に商標を附すべき商品を單に第何類若くは第何類の商品一切と記載するは漠然たるに依り必らず商品を記載すべし
- 六 明治三十二年七月一日前より同一商品に付同一若くは類似の商標を使用したるもの其商標に付岡する場合にありては善意に其商標を使用したる事實を證明するに足る書面を添附すべし
- 七 博覽會、共進會の賞牌、賞狀若くは褒狀を商標の一部として使用せんとするときは自己が其受領者たることを證明すべし
- 八 他人の肖像、氏名、商號又は法人若くは組合の名稱を使用するときは其承諾書を添附すべし
- 九 既に効力を失ひて未だ一年を経過せざる他人の商標と同一又は類似のものに付登録を出願する場合には他人の商標は効力を失ふ前一年以上使用せられざりし事實を證明すべし
- 十 博覽會又は共進會に出品したる商標に付商標登録を出願する場合には出品したこととを證明するに足る書面を添附すべし

大日本護謨同業名鑑

附 錄 (商標登錄出願心得)

ム二三六

物、「レース」、「リボン」類、他類に屬せざる刺繡品及各種の紐類

第三十六類 被服、手巾、鉛錠及裝身用「ビン」類
衣服、冠、帽子、「カラ」、「カフス」、頭飾、襟、襯衣、「ジバン」下、手袋、足袋、「ハンカチーフ」、「手拭」「タオル」、袱紗、風呂敷等

第三十七類 寢具及他類に屬せざる室内装置品
縫臺、蒲團、枕、蚊帳、座蒲團、屏風、額、卓被、窓掛、敷物等

第三十八類 清酒
曹達水、蜜柑水、「ラムネ」「サイダー」等

第三十九類 他類に屬せざる各種の酒類
葡萄酒、麥酒、「ブランデイ」「ベルモット」、「ウヰスキ」、味淋、白酒、燒酎、濁酒、鶴ノ歲、直シ等

第四十類 氷及清涼飲料
曹達水、蜜柑水、「ラムネ」「サイダー」等

第四十一類 醬油、「ソース」及酢類
白砂糖、黑砂糖、「ザラメ」、冰砂糖、精蜜、蜂蜜等

第四十二類 砂糖、蜜類
白砂糖、黑砂糖、「ザラメ」、冰砂糖、精蜜、蜂蜜等

第四十三類 菓子及麵點類
千菓子、恭菓子、掛ヶ物、飴、砂糖漬等

第四十四類 茶、珈琲、「チヨコ レート」、珈琲入角
砂糖の類

第四十五類 他類に屬せざる食料品及加味品

日本紙、西洋紙、板紙、擬草紙、壁紙、油紙、漆紙、書簡筒、張文匣
煙管、煙袋、煙管筒、薄荷「バイア」、懷中物等

第四十六類 黙乳、其の製品及其の模造品
米、麥、粟、黍、稗、豆、蕈、乾瓢、球根、匏種、「モナシ」、「ベーヤン
ケ、バグダード」「イースト、バグダード」、麥粉、葛粉、麪類、湯葉、
凝乳、奶油、乳餅、奶粉等

第四十七類 穀菜類、種子、果物、穀粉、澱粉、及革
の製品

第四十八類 煙草類
日本紙、西洋紙、板紙、擬草紙、壁紙、油紙、漆紙、書簡筒、張文匣
煙管、煙袋、煙管筒、薄荷「バイア」、懷中物等

第四十九類 煙具及袋物
一開張、帆籠等

第五十類 紙、他類に屬せざる其の製品、各種の
内類、越幾斯類、卵、經節、海苔、昆布、荒布、佃煮、罐詰、味噌、營
物、漬物、胡椒

第五十一類 文房具
筆、墨、印肉、印材、「インキ」、印刷用「インキ」、石筆、鉛筆、
「ハン」「ベン」輪、硯、「インキ」壺、文鎮、筆筒、筆架、石盤、紙綴
具、船筆削等

第五十二類 皮革及他類に屬せざる其の製品並各
種の鞄類

第五十三類 燃料類
毛皮、柔革、馬具、文匣、革帶、唐弓絃等

第五十四類 摺附木
石炭、「コーケス」、薪、炭、附木、懷爐灰等

第五十五類 油、蠟燭
石油、種油、魚油、蠟、蠟燭、脂肪等

第五十六類 肥料
酸安母尼亞等

第五十七類 木竹材、木皮、竹皮及經木類
類の製品及其の漆塗品、蒔繪品の類

第五十八類 他類に屬せざる木、竹、藤、木皮、竹皮
指物、挽物、曲物、編物、組物、桶、經木真田等

第五十九類 甲、角、牙、介、他類に屬せざる其の
製品及其の模造品並「セルロイド」及
他類に屬せざる其の製品

第六十類 奎、杖、草及他類に屬せざる其の製品
參拜、疊表、蓮、蒲、笠、蓆、參拜真田等

第六十一類 奎、杖、履物及其の附屬品
參拜、疊表、蓮、蒲、笠、蓆、參拜真田等

第六十二類 扇子及團扇類

大日本護謨同業名鑑

大日本護謨同業名鑑

印紙	印本
收 入	見
聯合商標(聯合標章)登録願	
書式(用紙可成美濃紙)	
一 商標(標章)ヲ附スヘキ商品 一 聯合商標(聯合標章)登録番號(願書番號又ハ符號) 私(私共)儀前掲商標(標章)ヲ聯合商標(聯合標章)トシテ登録相受度此段相願候也	
年月日	特許局長 氏 名 殿
一何々々	何通
添附書類目錄	名印(法人ナルトキハ ノ代表者氏名印)

注意

聯合商標は商標登録の出願、出願人の名義變更届出、存續期間更新登録の出願、登録證再下付の請求、登録證差出免除の請求、存續期間満了前三箇月以内に於て爲す存續期間更新の請求博覽會又は共進會の出品に関する届出には商標に関する普通料金の半額とす

附 錄 (商標登録出願心得)

ム一三九

附

錄 (商標登録出願心得)

ム一三八

(丙) 特許局に差出したる書類、見本に付差出人は

之を訂正又は補充することを得(但し其要旨を變更するもの又は審査、審判中に非ざるものを除く)

(丁) 出願中出願人が死亡したるとき又は出願人若くは代理人が氏名、住所、居所、營業所、印章等を

變更したるとき又は代理人の變更若くは其代理権の變更消滅ありたるときは其旨を届出づべし印章、氏名の變更又は代理人の變更及び代理権の變更消滅の届出には相當證明書を添附すべし

(戊) 出願中相續開始したるとき又は権利を共有にしたるとき其他出願人の名義變更を要するときは相當の證明書を添附し金一圓五十錢に相當する收入印紙を貼附し名義變更の届出を爲すべし出願中の権利を讓受けたる者の差出す出願人の名義變更の届書には其承繼人たること及び營業を讓受けたることを證明するに足る書面を添附すべし

號を記載すべし若し登録證あるときは之を添附して差出すべし其書式左の如し

(己) 出願せる商標を使用すべき商品が前掲の二以
上の類別に亘るに依り願書を訂正せんとするとき
は他類に屬する商品に付前願書と同一の願書
を差出し同時に前出願を訂正すべし

八 標章登録

營利を目的とせざる業務に係る商品に使用する標章を専用せんとするときは其登録を出願することを得るなり願書は前掲商標登録願の書式に依りて之を認むべし若し登録を出願する者が主務官廳の認可を得て設立したるものなるときは願書に其認可を得たる旨の證明書を添附すべし而して此標章に付ては商標に關する規定を準用するものとす

九 聯合商標(及聯合標章)

同一商品に使用すべき自己の商標(又は標章)にして互に相類似するものは聯合商標(又は聯合標章)として出願したる場合に限り登録せらるゝなり此場合に於ては願書は左の書式に依り之を作り金一圓五十錢に相當する收入印紙を貼附し且願書に互に相類似する商標(又は標章)の登録番號又は願書番號若くは符

大日本業同謨護鑑

大日本業同謨護鑑

十一 拒絶査定ありたる場合

(ハ) 商標の印版は木版、細網版其の他活版印刷に適するものを用ひ長さ及幅各曲尺三寸三分(十「サンチメートル」)以内、厚さ七分九厘二毛(二サンチメートル)四」とし文字より成る商標の印版の長さ及幅は各二寸一分四厘五毛(六「サンチメートル」五)以内とす而して之を一箇の直角四邊形と爲すべし

以上は商標登録出願者に於て心得置くべき事項を記

附 錄 (商標登録出願心得)

附

錄

(商標登録出願心得)

ム一四〇

十 登録査定ありたる場合

(イ) 登録すべしとの査定ありたるときは出願人は其の査定の送達を受けたる日より六十日以内に商標料を納付し且つ商標の印版一箇を差出すべし此の手續を爲さるときは其出願を無効と爲すことあるべし

商標又は商標権存續期間更新の登録を受くるものは其登録を受くる際毎件商標料金二十圓を納むべし聯合商標に在りては毎件金十圓を納付すべし

書式 (用紙可成美濃紙)

年月日	出願人氏名	名印 (法人ナルトキハ ノ代表者氏名印)
特許局長氏名	添附書類目録	
一何々々	何通	
一登録番號		
一商標(標章)ヲ附スヘキ商品		
(一聯合商標(聯合標章)登録第何號)		
私(私共)儀前記商標權(標章權)ニ付存續期間更新ノ登録相受度此段相願候也		
本籍(國籍)		
住所(居所又ハ營業所)		

十一

登録査定ありたる場合

(ロ) 商標又は標章の登録を受けたるときは其商標(標章)を二十年間専用することを得るなり此の期間満了するも更に二十年づゝ幾回にても其専用年限満期の日より三箇月前に在りては金二圓に相當する收入印紙を願書に添附し(三箇月以内にありては別に金一圓の手數料を納付することを要す)左の書式に依り願書を認め之に登録證を添へ存續期間更新登録を出願して之を持続することを得べし其願書式は次の如し



ム一四一

ゴム界の機関

新報

毎月一回發行
(共郵稅)定價金拾錢一部壹
(上全)年分金費圓壹ヶ

本支社局局
地番八十四町松村區橋本日市京東
四九四〇二京東營振 六〇〇五浪電
四ノ地番七十五百町居唐區東市阪大
地番十目丁二町津大南區中市屋吉名



發行所

東京市日本橋區村松町四十八番地
村松町四十八番地

ゴム新報社

電話浪花五〇〇六番
振替口座東京二〇四九四番

大正貳年十二月廿五日印刷
大正貳年十二月廿八日發行

正價金參圓

發編行輯者兼竹内辰三郎
東京市牛込區西五軒町六番地

印刷編輯者兼二瓶辰二郎

東京市神田區豊島町三十四番地

堂

標商錄登

シオイラ

品ゴ総
販ムて
賣製の

ゴゴゴ總及自新
ムムムて附轉車
板印印の案
類材臺類品一紙底

ライオン
ゴム底發賣元
加藤商店ゴム部

東京市淺草區花川戸町
銀替東京一四三三六番
電話下谷(五番)



347

10

終